平成２２年（フ）第２０４４号
さいたま市西区大字指扇1118番地74
債務者　田川　眞紀
1　決定年月日時　平成23年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第６７７号
埼玉県吉川市吉川団地２番２号102
債務者　芳尾　純子
1　決定年月日時　平成23年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第７６８号
埼玉県越谷市相模町２丁目134番地
債務者　木嶋　智也
1　決定年月日時　平成23年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第６３２号
長崎県西彼杵郡長与町丸田郷10番地７棟506号、旧住所長崎県長崎市琴海村松町810番地14
債務者　本多さやか（旧姓廣田）
1　決定年月日時　平成23年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３９３号
群馬県富岡市岡本1366番地４
債務者　古屋綾こと　ＫＯＹＡ　ＬＩＧＡＹＡ　ＬＡＰＩＴＡＮ
1　決定年月日時　平成23年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月３日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第３９８号
群馬県高崎市剣崎町596番地
債務者　五十嵐正行
1　決定年月日時　平成23年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月３日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第５５４号
埼玉県深谷市岡2806番地　スカイハイツ302号
債務者　西山　京子
1　決定年月日時　平成23年１月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月３日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第２号
三重県松阪市高町190番地１
債務者　石川　静子
1　決定年月日時　平成23年１月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月３日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２２年（フ）第２２８号
山口県宇部市松島町18番４号、旧住所山口県宇部市大字中野開作463番地１
債務者　植木　貴信
1　決定年月日時　平成23年１月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月３日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２２年（フ）第２３２号
山口県山陽小野田市南竜王町14番26号　藤井ハイツＡ棟201号、旧住所山口県山陽小野田市大字小野田726番地１
債務者　丸山　一夫
1　決定年月日時　平成23年１月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月３日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２２年（フ）第２３４号
山口県山陽小野田市大字小野田7064番地２
債務者　井上　芳子
1　決定年月日時　平成23年１月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月３日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２２年（フ）第２２１号
長崎県諫早市高来町小峰344番地　グリーンハイツ101号、前住所長崎県諫早市高来町泉126番地11
債務者　柴田　優子
1　決定年月日時　平成23年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月３日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第２２８号
長崎県大村市古賀島町499番地14
債務者　塚原眞知子
1　決定年月日時　平成23年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月３日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第２３３号
長崎県大村市久原１丁目25番地９　もみじ台ドエル203、前住所長崎県大村市久原２丁目956番地３
債務者　髙藤　政博
1　決定年月日時　平成23年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月３日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第２３６号
栃木県足利市堀込町1003―12　県営堀里住宅４号棟416号、住民票上の住所栃木県栃木市大宮町2284番地　県営住宅343
債務者　松永　　保
1　決定年月日時　平成23年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月４日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２２年（フ）第２７７号
静岡県富士市平垣151番地の16
債務者　佐野　千鶴
1　決定年月日時　平成23年１月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月23日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第３４２０号
横浜市鶴見区下末吉３―12―43、住民票上の住所横浜市鶴見区向井町３丁目76番地１　メゾン・ド・メルベーユ202号室
債務者　松田　　敏
1　決定年月日時　平成23年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部